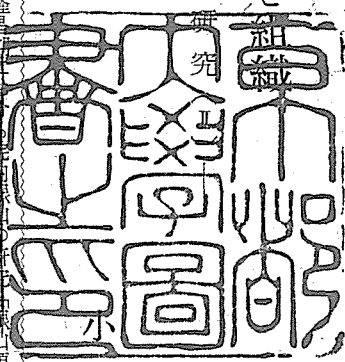


近世銀山の生産の形態と組織

—— 院内銀山の研究 ——



東洋史研究会 寄贈

葉田 淳

【要約】十七世紀初期を中心とする貴金屬鉍山隆昌期における院内銀山の研究「銀山領有の機構」（本誌三四の四所収）「生産の形態と組織」「銀生産の動向」「銀山の構成」の四章の内、第二章に当る。銀鉍業の過程では、採鉍、選鉍、精錬の工程がある程度まで分業を遂げているが、採鉍は普請、切取、運上稼ぎの順序を経、切取、運上稼ぎにおいて行われる。この過程とそれに関する諸仕法は原則的に当時の諸鉍山に共通したものであり、当時は已に排水坑普請が最も重要なものとなつている。鉍山業者たる山師は選鉍、精錬をも一部経営下におくことが院内では見られ、鉍石商人たる買石に従属するものの外、選鉍、精錬の専業者も成立していた。鉍山稼業の人的組織は山師とそれに従属した諸種の労務者がある。この項では山師の経営法、資本の形態、その蓄積の有無を考え、金子以下労務者の構成、山師との従属関係を述べ、これらの專業的階層が全国的に大規模に発生しつつあることを論じた。しかしここに提起された問題の吟味は院内においては史料の關係上、甚だ不徹底に終り、同時代他の貴金屬鉍山史料にはかなりこれを補足し得るものがあり、殊に近世中期以後になれば關係史料も豊富となるから、他日それらの研究成果を待ち、再び院内のそれを検討し度いと思う。

一 銀鉍業の過程

銀鉍業の工程は、近世初期においても採鉍・選鉍・精錬

の三部に分けることが可能である。しかし選鉍工程はまだ十分に分業化を遂げず、擬して精錬に従属していた。貴金屬山極盛期の当時にあつては、以上の全工程が同一人の許

近世銀山の生産の形態と組織（小葉田）

羽州雄勝郡院内銀山惣繪圖

宝永四年（荒谷文書）原図二三〇厘×一五五厘

寶永四年文四月拾三日と拾八日まで

黑子与三兵術

在

赤石助右衛門

迎

同により被還候銀尾

固兵術

御山崎

偏前孫左衛門

田吉新

本日はお集まりいただきありがとうございます。

想箇合貳千九拾三箇貳尺

肉千貳百八拾貳圓四尺大切四ツ留方千牧塩屋水坪迄

固五百三拾二箇三尺 花畑^ケ小森^ノ南沢館内水坪迄

同貳百七拾七回
玄徳寺ノうしろ方 四頁 牧館内

水坪根合送

(東京史料館所蔵)

に経営されたとは、一般になし得ない。ただ院内或は元和以前の生野をはじめ諸鉾山に多く見られた運上山の形態下では、山主即ち山師が自己の採鉾石の少くとも一部分を処理した精錬所（床）を経営していたことが知られる。他の鉾石は買石とよんだ商人の手に集められ、その経営下の床で精錬せられ、また分離した床も多く存在し賃吹が広く行われた。

院内銀山は秋田藩領最大の貴金屬山であり、開坑以來享保年間まで直山であつたことは前章に述べた通りである。

直山においては採鉾は、普請・切取・運上山稼の順序を経て、切取及び運上山稼の過程において行われるのである。

山師は山（間歩）の普請を山奉行に願出て、札を許与される。普請（素普請）は通常鉾につくまでの坑道掘りを行うが、水抜工事など至宝要録には横番は本番の支配で札も本番主の名でとることを記している。盛山時代の初期の事実から推すと、横番でも孫横番でも、一般にそれぞれ独立した稼業の対象となつている。稼業主即ち山師は、横番・孫横番の経営者として、自己の採算の下に請けたので、領

主への運上に対しても各自が勿論責任を持つてゐる。本番主を札本とし、お中と称した共同経営が往々行われたようであるが、この問題は次項に述べる。普請は山奉行の認可なくして勝手に懈怠中止することは出来ない。無断で中止した場合、別の山師が新札をとり普請しても抗議出来ないのである。三、二〇、たとえ中止を届出て山奉行の裏判をとつていても、間歩口に人を付けず放置するときは、別に新札を獲た山師に渡すを拒むのは、普請の進捗を阻むものとされた。個人の權益を保護するよりも、普請の速かなる成功が藩にとり第一義的のものであつた。鉾に当れば、鉾石かけ砂を持参して山奉行に報告する。山奉行から檢使を派遣してのみ角で印を打ち、金格子の格子を封印し出入を禁ずる。また檢使をやり鏈一荷を掘らせ間吹する。間吹の結果、出費に対し余剰ある出銀を確めて、切取を命ずる。③

切取は一定の期間の採鉾分を山師の持分として与えるもので、普請とそれに応じた切取を以て、稼業は一段落する。従つて山師は切取により普請に対する投資を回収するのみ

でなく、相当の余剰を預期するわけである。^⑤ 秋田藩では普請日数一〇日に對し切取日数一日の割合で与えるを通則とした。越前平蔵の鋪は普請一八〇日余て、切取一八日が許されたが、鉾が良好であるとの理由で三日を減じている。

ケ一七、一 元和四年四月荒川銀山を直山に改めたとき、普請山一〇日に一日切取、一五日までは同じ、一六日以上は二日切取と定めている。^{ナ四、四、} 切取の前後にも検使出張して、のみ角を打ち金格子を結ぶ。

切取終つて運上せりが行われる。即ち惣山の山師が山奉行所に集り、切取した山師が先ず運上額の直入れをし、ついでこれをせる。直入れ、せりは一定日数の稼業に對する運上額について行ふ。稼業日数は秋田藩でも一律でない。^⑥

元和四年荒川銀山を直山に改めたときは「運上山之事は二十日一山之事、ね入之事八十匁宛之事」とあり、寛永五年の鷹の巢銀山の「万定」には「切取之跡御運上直入銀十匁、日数十日山、山せり候儀者銀増次第たるべきこと」とある。^{カ五、} 阿仁金山の七十枚間歩の例では、一番山は三十日山、^{七、五、} 二番山以後十日山が多く、寛永二年同地の板木沢銀山の例

では「直入銀銅鉛によらず、御運上銀十匁宛可被定置、日数金山同前事」とある。^{四、三、} 直入れは前引の文に見える通り、秋田藩では銀一〇匁を定例としていたが、直入れ一〇匁は当時ひろく諸国の鉾山で行われたらしい。^⑦ 院内では稼業日数を一〇ケ日とする十日山を慣法とした。院内の草創期から繁昌した千枚間歩^{千枚口、千枚鋪、千枚間歩（敷）ともいう}、四百枚鋪などは、開坑第一番の運上額が一〇ケ日につき銀一〇〇〇枚、同四〇〇枚であつたところから名付けられた。^⑧ これらの間歩所在の地区に、続いて数多くの間歩が掘られ、千枚・四百枚間歩は、所謂親間歩となつて、それらの地区を千枚平・四百枚平と称するようになった。この最初の運上山を一番山という。稼業日数終れば、それを上り山とよび、検使出張し封印すること同断である。^{ケ一、九、} 次に二番山のせりが行われ、終れば逐次三番・四番の運上せりとなる。稼業日数を短縮するのは、一般に富鉾の山なるを意味するが、一番山に比し二番山以後運上額が急激に落ちていくのが、当代の貴金屬山の通例であつて、その実相は第三章に考述する。政景は二番山は二〇ケ日か一五ケ日に申付くべきであ

るとし、また山の様子により（良鉉なれば）十日山にも五日山にも命ずべしといっている。ケ一九、二これは運上額を出來得る限りせりあげることと、山師の過大な利益または損失を防止する意図を持つていた。四百枚平半介間歩の内の川上切詰横番は、一九日間慶長一九、三、二の切取で、その後の二ヶ月間に六番山まで稼業しているから、各番とも十日山であつたことが分る。運上山の寿命は案外に短く、再び普請山となるか、或は湧水等のため放棄せられ後日の普請を待つこととなる。

院内では開坑当時から湧水に苦しみ、相当の規模の水抜水貫ともか第三章を参照が掘られている。排水坑が掘られては、水抜の成就直前に山奉行の検視をうけ、水坪の溜水線上にのみかど水のみかどを打ち、排水成れば水のみかど以下は水抜普請者の鋪となり、以上は水鋪普請者の鋪とするとありこれは両普請者が、また水の別人なるとき。また水のみかど水準以下の横番の帰属も同様で、もし水鋪普請者が水のみかど以下の鋪を掘る場合は「水役なし」を水抜普請者に納めるとある。「水役なし」は掘り出した荷の三分の

一程度であつた。水抜普請のとき鉉に當つた場合、「小運上の切取」ということが見えており、通常普請日数の十分の一が与えられた。寛永元年八月末頃と推定されるが、京作兵衛外二人の山師が「あがり山之時分大水ニテ水ノ内ニテ掘り捨」てられた間歩の水を抜くため、南沢本番屋の背面から普請に着手した。寛永四年一〇月に抵り排水坑通じて、一一月「あつみ」⑨厚身とに鉉出來した。この「あつみ」の部分の普請は三〇日足らずで、政景は三日の切取を与えんとし、作兵衛等は「あつみ」の反対側の「うすみ」の水坪即ち前年来掘り捨てられて未だ樋立てせず浸水のままの鋪で「あつみ」普請の切取分三ケ日を、「あつみ」は小運上即ち水抜普請に応じた切取を給与されんことを求めた。政景は水坪の樋立て普請を命じ、數日にしてこれを成就し良鉉出來し、水抜あつみ小運上切取として八〇ケ日を与え、「うすみ」は通常の普請山同前に作兵衛等に直入れせしめ諸山師をしてせらしめ、結局作兵衛等の運上山となつた。カ四、一〇、二七・霜、二二〇・極、一〇・極、一九・極、二二〇。

次に選鉉工程にかかわるものに、至宝要録に左の鉋鉋石をい

5
の種類をあげている。

石おろし（吹物） そのまま吹く石鉋

からめて吹物 金にならぬ部分を打砕き捨てる

はたき物鉋 曰てはたき板取にて石の部分をつり

捨て金の部分を採つて吹く

くさり鉋・ゆりもの鉋 曰てはたかず、板取して吹く

旧廃坑の現状から見ても往時は高品位の良鉋部のみを選んで採掘したことが察せられるが、時代を溯ればこの傾向は更に著しかつたであらう。院内においても初期では、石おろしの採掘が中心であつたと思われる。当時院内でどの品位程度までを限度とし採取したかは、明かでない。一荷に銀七匁余の出銀では余剰なかつたことは前述の間吹の例に見える。荒川銀山で元和三年に山師より直山とするを申請し、政景が検分し諸間歩の鉋石を間吹せしめたが、一荷五―六匁以上のものなく、その価値なしとした。^{ナ三、卯、二}当時の他の大銀山の例では一荷（五―六貫）につき二〇―三〇匁が普通とされた程である。選鉋法として板取・流しがあつた。板取は至宝要録に「二、三尺の板に五、六分計

のへり四方に付し」た板の上に、はたき鉋・くさり鉋をのせ、水舟の水をかけて金分ならざる部分を淘汰捨てるのである。流しは板により捨てられたものを、木綿にかけて流し金分を採るのである。板役・流し役は慶長以来持役となつており、開坑当時は一季一三貫、慶長一八年春役六、五〇〇匁が板役、同じく一〇貫及び一、八〇〇匁が流し役の持額であつた。慶長一七年秋季の板役は太田六太夫が持つたが、板一枚につき銀八匁^いを課したのを七月より六匁^いに改めた。^{ナ三、二、二九}

板取・流しを専業とするものが多数あつたことは知られるが、山先・山師の下に従属したものもあつた。山先には特権として一定数の床及び板を「役なし」に認許された。

慶長一三年まで山先一人に板三枚づつ許され、翌年政景山奉行のとき二枚を増許され、床一間とともに各自の屑屋敷内に施設操業した。元和初年には町々に散在するこの種の板は合計二〇枚あつたという。^{ナ三、二、二九}

属するものがあり、慶長一七年に傾城町・上味噌町・下川原町の内四〇間焼亡した中に、「ながし」四あり、内二は

山先分であつた。山先は山師の内特定のものであり、一般の山師の経営する板・流しも少くなかつたと思われる。

「ずり」とよぶ放棄された鉾石を捨得する業者があり、その場所により、穴ずり・道ずり・川ずり等の諸役を納める。慶長一九年に中山平小兵衛間歩の穴ずりを市右衛門なるもの札本として四人の札をうけ、四人共謀して他に二人を傭い六人で、ずりを採つたこと發覺して、一人は逃亡し、四人は成敗せられ、一人は「板取にその日斗やとはれ候」由で、山中払いとなつた。院内銀山範
者成敗人帳板取は「ずり」業者にも雇傭せられ、また銀山記に「買石の家に板取と云者住なり」とあるが、後に述べる買石に多く雇傭された。

選鉾精鍊は、採鉾の山内稼業に対し、「町方」において行われ、「山小屋と下町の間々に、石番所と名付て番所役人三日三夜の勤番して是を改む」といわれる番所を以て境界とした。至宝
要録採掘した鉾石やずりは、間歩主の印判を検査して番所の通過を許される。山奉行指南の山廻は随時に巡視して、運上山・切取山の鉾石、札をうけたずり以外の荷の搬出を監視し、違犯者はほとんど死罪を科した。

精鍊工程を述べるに先だち、買石（或は石買）について見なければならぬ。政景日記には買石の記事は多くは違犯行為に關して現われている。石荷買近江の勘介が、能登太郎兵衛札本の千枚平大津弥右衛門間歩の鉾石を買つて嫌疑をうけたが、結局無罪になつた如きは、その例である。^⑩

ケ一七、一院内では採掘した鉾石がすべて買石の手に買取られたわけでない。それは山先山師経営の床・板取の存在することによつても明白である。至宝要録に買石を説明して「四つ留小屋に有荷を、朝に人多く集り、直を附、届け次第にせりあげ何程にも買とる」とあり、「能き荷の分は吠に入たるまま、何程成共おき」「少斗の金氣の荷は四つ留小屋に入たるままなり」とある。買石は四つ留小屋に納めた低品位の鉾石を買取つたようである。佐渡の如き直営山では掘分け法による公納が行われ、鉾石はすべて買石に買とられたようで、買石は更に広汎に吹床を経営した。佐渡の掘分け法を移した後の生野でも買吹の名が行われている。

精鍊は荒吹即ち大床と灰吹即ち小床の二工程に分れる。

大床は炭^{すば}灰^{ばい}粉^{こな}をねば土とともに、ねば水で塗りたてて造る。合葉として鉛を合わせ鉋石を焼き、からみを取り去り、その下層に溜つた含銀鉛に水をかけ「水」とする。からみには銀分が残る故に、焙焼を繰返す。含銀鉛を小床で吹き、鉛を灰に吸収せしめ灰吹銀をとるのである。慶長一九年六月床屋より「からみ役」の免除を願出た。その理由は以前は小床屋が別に存し、小床屋より出たからみを買取り吹いたから、この役を納めたが、去年より大床のみとなつてからみの売買なき故迷惑であるという。これによると小床はすべて大床の兼営となつたらしい。これに対し政景は自己の大床より出たからみを直接に吹用にあて、からみの売買なき故に、「からみ役」を大床屋に課すのであらうといっている。また床屋の言分に、石買持参のゆりもの一番おろしを吹き、二番おろしに一番より出たからみを砕き「ねば」を合せ吹き、その後のからみに銀気は無くなるとあり、一番のゆりもの吹、二番のからみ吹に、いずれも吹賃八分をとるとある。政景は一番の吹賃に対しては床役、二番のからみ吹賃に対しては「からみ役」と心得よと命じ承服せし

めた。六、二七、開坑初期の諸役運上に大床役・灰吹役とともに「からみ役」がある。慶長一九年に大床一間一ヶ月五〇匁七分^目運上、からみ役は二〇匁上と定めた。小床即ち灰吹屋が、はじめ大床と別個にも存在したことは、慶長一七年春役を持つた灰吹屋長右衛門の名が見えること、また院内村・小野・横堀には大床役がなくて灰吹役のみあつたことによつても知られる。慶長一七年暮の洪水に被害の床三六間、翌年春の火災に被害四九間あつたという。これは床の数をいうのであらう。慶長一九年三月切取の四百枚平備前次右衛門間歩は、六月六番山までつづいたが、石銀^{いしぎん}鉛^{がね}を産し、これを床屋が使用するので、払鉛の売行悪く、調査の結果播磨藤十郎はじめ石銀所持者十二、三人あり、更に山中の買石・床屋を全部について有無を調査したところ、大小四二人あつた。当時払鉛高の見込について「この頃当山床数四ヶ所余御座候由、左いへハ床一ヶ所ニ付式拾吹はとかね吹不申候へハ仕当あひ不申由、左いへハ一吹ニ鉛五、六十目宛もくべ申いへては不叶様子い、就然ニ鉛銀貳百四、五十目斗かやうくうれ申い由申い」とあり、この床数四

ケ所は四〇ケ所の誤であろうと思う。^⑥ケ一九、一七年頃に比較すると、出銀の減少に應じ床数もかなり減じたようである。床屋が床一間乃至二間を持つものが多かったことも前述により考えられる。

床には山先山師に従属したものがあつたが、床屋は專業者としても成立していた。買石の依頼により賃吹したのである。慶長一九年に買石大坂角左衛門が備前茂兵衛床で無判鉛を使用し、また同じく買石かと推定される大坂久次が備前八藏と組み、加賀太郎右衛門床で無判鉛を入れて、ともに所罰された例があり、買石は床を賃借することもあつた。炭灰屋が床若干数とはたき道具を備えた家を持ち、床一間につき二四匁の賃賃で床屋に賃している例もある。床屋から床役並の炭灰役徴収方を訴出たが、炭灰屋は炭灰役は当然別に納めており、床屋がかような訴をするほどならば、家・道具を買取るべきであると抗弁した。^⑦ケ一九、三、二

① 四つ留口を持つところの外方に開いた坑道を本番といふ、本番の坑内に口を持つ枝の坑道を横番といふ、更に横番内から掘るを孫横番などといった。院内に見られた多くの実例は、

第三章に詳述する。

② 慶長一四年播磨儀太夫中山平の普請にかゝり同一七年に及んだが、湧水のため山奉行の裏判をとり中止し、人を付けず捨てゝいたので、越前注右衛門が新札をとり普請した。^⑧ケ一七、二〇

③ 慶長一七年四月播磨次兵衛の普請した本山平介兵衛間歩内の二右衛門敷に鋳出来の報告をうけて、政景は切取を命じたが、次兵衛の請求で間吹し、一荷出銀七匁五厘であつて、出費七匁余に対し利益なしという理由で、引つゞき普請した。^⑨ケ一七、四、二、二

④ 切取日数のきめ方は、例えば金沢藩では普請の情況に應ずとあるのみで、一定した規準はなかつた。^⑩長嶺銀山史の研究一三頁

⑤ 院内銀山記に「百日の青盤に銀貳拾貫目の普請ならば、十日のふしんに一日宛の切取、百日普請の時は十日の切取を給なるべし、十日の切取の内に、百日普請の入目銀貳拾貫目を取て、其上に銀貳拾貫目も徳をとらせて、御運上になるべき事、当番〇（山廻役）の計意なり」とあり、六〇貫の内、二〇貫は百日普請入目、二〇貫は山奉行以下諸役人等への祝儀及び手代・寸甫・大工以下への割付（給銀扶持は普請入目の内）残り二〇貫を山師の収益と計算し、山師の収益多く、一〇日の切取は過分として「五日七日程給る事大に山作法そむくなり、千貫目百貫目の徳をとるとも十日に一日一日の日毎算用に給るべし」とて、山師の企業心を振起し山勢を盛んならしめる要を説いている。

⑥ 金沢藩では一ケ年を通例とした。生野銀山は元和七年以後山方法式が佐渡鉦山風に改まつたが、その以前は院内等と類似している。寺田豊章撰銀山旧記は天和以前の生野銀山の沿革を記し、初期盛山時代の史料として唯一のものとするべきであるが、これによれば運上山に請くるを買請と称し、運上山を売山とよび、一ケ月を単位としている。

⑦ 銀山旧記の慶長三年の条に「直入の初は上銀目拾匁追々に売上げて取なり」とあり、生野でも直入れ銀一〇匁よりはじめて、せつた。

⑧ 銀山記に「上様へ十日の日数に御運上御靜會上銀千枚奉る、去に依てこゝ千枚口と名付けた」とある。

⑨ 山に対する方向を厚身反対を薄身といい、鉦山によつて定まつた方位となる。

⑩ 生野では元和八年諸方に間歩出来し、一ケ月五—六〇〇〇荷に及び、一荷（一斗二升）大凡二〇—三〇匁であつたという。佐渡では川上可一氏所蔵の慶長一三—一五年の記録によれば、諸間歩に対し奉行所より随時間吹を行い、一荷につき一〇〇匁以上四〇〇匁を超えた例も少からず、二〇—三〇匁は数千荷に対する「ならし」として往々記している。至宝要録に「わら蓮窓紋を其儘臥にし」「其臥に鉦を入れたるを荷と云ふ」とあるが、通常斗升を以てその量をいう。生野では初期には一斗二升であつたようだが、後には皆石・鉦は二斗一升、石銀は一斗八升であつた。寛政元酉七月雄勝郡院内銀山稼方

之儀御尋之趣申上候書付に「荷之目形：御尋候に御座候、石者鉦之堅和ニ准シ輕重御座候」とある。（東京 史料館 荒谷文書）

⑪ 丹後嘉兵衛は丹後嘉右衛門の依頼で、ずり・ゆりもの一荷を石買尾張市介に売渡し、市介は六郷の長二郎をして無判のまま持ち下山せしめたので、片割削れ山中払となつた。ケ九、一石買九郎右衛門は山先二郎右衛門切取の千枚平八貫五百目間歩の内三九郎鋪横番の荷三荷を買い、一荷になおし、他より買つた荷を一荷とし、二郎右衛門切取の切手で、番所を通過せんとし発覚、成敗された。七八、

⑫ 四〇ヶ所として、鉛一日の消費凡そ四、五〇貫、払鉛直段は慶長一七年暮の銀一匁につき鉛二五〇匁よりやや値上げされたことは、元和初年の直段を併考して察知できるから、一日の払鉛代大体銀二四〇—二五〇匁となる。

二 鉦業の人的組織

鉦業の経営者となるものは、通常山師（初期の記録に多て山主ともよばれ、その下に従属し労働する諸種の技術者労働者がある。これらの労働者については、近世中期以後にかなり分業化した単一経営主の資本家的経営の行われた銅鉦業等では、分業部面において各種の名称のもの

も現われているが、初期の院内ではどんなものが知られるか。政景日記では

手代 かなこ

大工・掘子 それぞれ大工頭掘子頭がある

寸甫頭 寸甫 鋪の切様などを吟味するもの

横目

賄持 ろうそく番^①

が、諸所に記され、また元和四年千枚平水拔普請の時挙げられたものに、樋水引・樋横目・樋大工・飯たき・木切等がある。^②

山奉行の認可を得て間歩・鋪 この時代には一般に厳密に區別し使用されていない そ

れが本番たると横番たるを問わず、自己の採算と責任で稼業するのが山師である。それ故に山師は鉾業の上では、与えられた社会的資格であつた。経営法に「お中」とよばれた共同経営があつた。慶長一七年二月伯耆作右衛門・土佐仁左衛門がお中で、五つの間歩を普請したが、七月に抵り作左衛門お中を解消することを希望し仁左衛門の承諾を待たずに小屋を出た 普請より手を引く と認定されたので、政景は仁左衛門の訴を道理と裁断し、五つの間歩とも彼に与えた。

近世銀山の生産の形態と組織（小葉田）

「当山ニ不限いつれにてもお中と申ハ半分宛分申事」とい
い「不及是非、お中を分度申も、仁左衛門無相違いハ、算
用を究、其上別に居いて可然い」と述べ、二人お中の場合、
相互了解の上、算用を究め半分宛の 間歩 分けるが仕法である
としている。 ケ一七、八、二六 慶長一七年七月四貫三百目 間歩 の内
横番三つを、丹後与兵衛・大坂五兵衛・白銀屋九兵衛三人
がそれぞれ札をうけ札本として、実はお中で普請した。九
兵衛浸水に対し樋引普請を怠つたので札を没収され、その
札を他の二人に与え樋引に務むべきを命じたについて、五
兵衛は「兩人致被預いへハあひ見仕い間」与兵衛に附せら
れたき旨を請い、与兵衛が請けた。与兵衛は更に三つの横
番が鋪狭く排水不能のため「とさぎ」 鋪内を分つ戸の撤去
障子をいう を願つたので、政景は二枚の札を返納せしめ一枚とした。

ケ一七、七、二三・二六・七、二九 これによると「お中」の経営には、各自
が稼業する鋪を持ちその責任の所在を明かにするものがあ
つた。それは藩に対する責任を明確にすることに深く関係
する。慶長一三年中山八郎左衛門・大津弥右衛門の二人が
酒田石兵衛間歩を七、四〇〇匁の運上で請け、八郎左衛門

分は三、九〇〇匁で出銀なきために、元和三年ようやく二、〇〇〇匁を納めて残額を免ぜられた。^{ナ三、四、八}

山師が常に資金の不足に苦しみ、普請によつては資金難のため中途放棄をも往々余儀なくされたので、お中はかかる必要からも生れ、また彼等の常時経験する損失の危険負担を軽減することからも考えられた。本番・横番或は本番を同じくするいくつかの横番は、普請や排水等につき共通の利害関係があり、連絡ある工事が大切であつたこともお中の特に重要な所以であろう。お中はまた組とよばれ、お中の成員がそれぞれ札本の場合もあり、一人が札本の場合もあるが、各自は藩に対する運上の分担責任を明かにしなければならなかつた。慶長一八年七月大切山の内万右衛門鋪の横番に鉉出来し、のみ角違反について、組の者を召喚した。加賀左衛門・越前長左衛門は参つたが、越前与十郎外二名は逃亡した。この横番は大坂久左衛門札本で、その手代茂左衛門は左右衛門に渡し左右衛門を山主としたという。政景指南の山廻の勘兵衛は、長左衛門に頼まれ手代よりもらつて「右のもの共に」に渡したという。左右衛

門・長左衛門は、与十郎を山主という。よつて政景は、山主はお中と認め一同の犯罪と断じ、二人並に後に捕えられた与十郎を共に成敗した。^{院内銀山籠久左衛門は札本であつても実際の経営に關係なく、山主はお中で、お中が一切の責任者であつた。}久左衛門は大切山水抜普請の担当者であつて、大切山の内の鋪には他にも同人の札本のものがあり、慶長一七年には浸水中の万右衛門本鋪及び横番の下部を大切山水抜が打ぬいたため排水されたようである。

^{第三章} 慶長一七年山先正左衛門は本山平大津弥右衛門間歩

及び横番を普請し、その内赤助鋪の内一丁前を備前二右衛門が普請した。二右衛門の大功が鉉出来を報告せず半荷を盗掘し処罰されたことがある。^④ ^{ケ一七、ハ、二九} お中は大体に對等

の分担關係にあつたようで、一丁前を請ける場合と大小の差はあるが、経営者として責任を負うことには変りない。

これに對し札本の山師が金子^{かなこ}に對し稼業を渡すことがある。金子は、やや後になると鋪内の掘場を山師より請けて稼業するもので、山師に従属し大工・掘子との中間に位することが明白に指摘されるが、実は近世初期には已にかよ

うた階層を成したものとと思われる。^④ 慶長一七年千枚平大津

弥右衛門間歩は運上山として能登太郎兵衛札本となり、自己のかなこに渡している。一、二九、一寛永二年六月政景は、

野田山に鍾出て運上山も出来たという山奉行の報告をうけ久保田より院内へ赴いた。山師は全部が運上負のため山稼業不可能の有様で「おもだちたるかなこ三十六人あと／＼奉行衆之時申理、右之者同前＝山致ゆ」とある。即ち元和末年から前奉行は田中豊山師に代つて、主なる金子三十六人お中で普請しきたのである。鉾についたが、直入れのみで運上山せり手なく、結局政景は次の如く処置した。かなこが五人組をつくり、せりの時は一組だけでは困難なる故に奉行に届けて二、三組連合で実施し、その他の普請さらい、少分のせり山の時は、一組単位でせらすというのである。

二、三野田山は新聞歩であるが、山師は皆運上負のため普請を許されず、かなこが連合してこれに当つたわけである。政景が五人組を命じたのも「一人二人＝而普請山も御運上山も可罷成躰＝無之」ため、しかもせりには二、三組の連合を当然に必要とされたのである。山師はともかく

近世銀山の生産の形態と組織（小葉田）

一箇の経営者たり得るもので、かなこは単独に経営者たる資力は到底持たず、通常は山師に従属するものであつた。

次に山先・山師以下の社会的の基盤や性格について考えよう。山先は山師の内て山を見立てた者に与えられた資格で、鉾業部面だけでなく銀山町統制について山奉行の相談をうけ、一定数の床・板・流し等を役なしに許された。元和四年山先伝介・同二郎右衛門が、千枚水拔普請に対する藩の敷度の貸米に書入物なく、「上より被下ゆ役なしを山悪くいはゞ可指上由」申入れたのは、山先の特典の役なしを返上することを以て抵当とする意味である。一、一〇銀

山記には院内銀山を発見した四人の山師、即ち大谷刑部の遣臣越前村山宗兵衛を筆頭とし関ヶ原浪人伊勢林治郎左衛門・会津渡辺勝右衛門・仙北石山伝介が、藩主義宣から藩老渋谷内膳を以て山先の証文を与えられたという。政景日記に山先として記されるのは左の通りである。

藤兵衛^{ケ一七}、半介^{ケ一七}、正左衛門^{ケ一七}、甚二郎^{ケ一七}、
四、伊勢甚三郎^{ケ一七}、九、二〇、伝介^{ケ一七}、一、八、二、
衛門^{ケ一八}、七、八、一、四、奎右衛門^{ケ一八}、一、二、一、四、奎右衛門

正左衛門は越前正左衛門であろうが、ケ一七、 當時は最も有力な山先であつた。山先は世襲されるが、村山宗兵衛の養子は加賀浪人石黒奎右衛門といわれ、続銀山記政景日記の（加賀）奎右衛門であろう。

銀山記に山師三十六人とし、山先の外に一九人の名を挙げている。政景日記により山師推定をを出身地別にあげれば左の通りである。○は銀山記に見えるもの、（）は銀山記続銀山記に記すものを補う

備前 助右衛門 惣左衛門ケ一九、一二、五に惣右衛門あり、同人家

二右衛門 次左衛門 二郎太夫 ○市右衛門 正

兵衛 七兵衛（岡本孫太夫・橋本権兵衛・山崎左

兵衛）

播磨 次兵衛 儀太夫 善七 茂兵衛 治兵衛 理右衛

門 善吉郎 嘉兵衛

大坂 奎右衛門 ○久左衛門 彦三郎 吉三郎 五兵衛

京 五郎兵衛 ○作兵衛 次兵衛 喜庵（与惣右衛門）

越前 満（坊）右衛門 平蔵 三介 介左衛門

大津 弥右衛門 孫左衛門 徳蔵

越後 注右衛門 七郎兵衛 清十郎（五郎次郎・茂兵衛）

加賀 作兵衛 半兵衛（庄兵衛・岩尾市兵衛）

伊勢 作左衛門 長三郎 茂左衛門銀山記の茂治左衛門同人家（茂兵衛）

丹後 与兵衛 徳右衛門

出雲 市兵衛 七右衛門

越中 伝兵衛 五郎三郎

堺源左衛門、近江介左衛門（平兵衛・左兵衛）、土佐仁

左衛門、尾張介次（治右衛門）、甲斐兵左衛門、能登太

郎兵衛、石見理介、酒田佐左衛門、（同家）間山九兵衛、○赤塚

兵左衛門、六郷孫左衛門、中山八郎兵衛、長井久兵衛、

白銀屋九兵衛、武右衛門

歙山初期において間歩錦に冠せられた人名は、最初に普

請切取に当つた山師と見られるから、政景日記に記す内か

ら前記の山師名を除き、なお次の名があげられる。

源左衛門、白石兵衛、嘉左衛門、与三衛門、三九郎、重

右衛門、津右衛門、広島介兵衛、太郎介、茂五右衛門、

酒田左次右衛門、忠兵衛、小兵衛、○東安（相）の山甚

助・伊賀十右衛門・塩見惣右衛門・酒井九兵衛・大泉

坊）

以上を以て寛永以前の山師数を尽したのではない。寛永四年山奉行中川宮内の許へ年始に集つた山師三十六人といわれるが、開坑時の盛期には遙かに多数が集つたことであらう。山先山師は山方稼業だけでなく、町方の稼業をも兼営したものが多い。広島介兵衛は傾城町に住し、その欠所跡に子方の九郎右衛門が傾城屋を営んでおり、介兵衛は本来傾城屋でもあつた。諸役を請負つたものに、山先山師が多い。慶長一八年春役において、能登太郎兵衛・山先正左衛門が床役、丹後与兵衛が板役、備前市左衛門が鍛冶役を持つた。また越後七郎兵衛の子方越後小二郎は、小野・横堀の灰吹役を持つている。彼等は持役と同種の稼業をも営んだものと推定される。これら兼業による利益は、間歩普請へも投資せられたであらう。役持の貢納未進は、一は銀山町の経済の不安定なところからも来るが、間歩普請への融通行為が一層の危険を孕んでいた。

院内に見られる当時の山先山師は、一、二の間歩鋪を稼業するのが一般であり、巨大な資本を蓄積し得るような実情ではなかつた。彼等の経営は常に危険と不安が伴い、一

起一伏、明日の開運をただ待つという有様であつた。而も藩の収奪は嚴重を極めたことは前章に触れた通りである。

山師はすべて藩より貸米貸銀を負うたのみでなく、運上未進に終り、その他役持を兼ねるときは諸役の未進を累ねるのみといつてよい。大切山水拔を普請したという大坂久左衛門も「なにともしりきりにて不罷成由」で、政景の口入れて御蔵米二〇俵を特に貸与された。ケ一七、二一山師加賀左兵衛も持役の炭灰・湯風呂役の多額の未進を残して山を逃亡した。ケ一七、一九山先中の長老正左衛門ですら、元和二年

藩営の質屋の資銀を預り決済出来ぬために、元和九年向庄九郎に身柄を預けられたが、「院内銀山山先ニ而久敷罷有カニ、一九い間」特に妻子とともに国内安住を許された。

続銀山記所収の元和三年諸国之者調覚によれば、計約二〇〇〇に及ぶ銀山在住者の出身地別の口数が記されている。これは山方稼業者のみを現わしたものでないが、銀山町人口中に山先山師以下鉱山労務者の口数の比重は大であつたと思われるから、或る程度までその出身地別を示すものといえる。この覚によると、備前・伊勢・加賀が一〇〇人を

超え、日本海岸の北陸筋は概して多く、京・大坂・江戸の都市・尾張・播磨等もそれに次いでいる。それについては銀山町構成の事情からいくつかの理由が考えられ、第四章にて言及したいと思う。佐渡その他当時の大鉱山についても比較検討を必要とするが、山先・山師だけの出身も共通する点があつて、恐らく鉱山稼業者として或る地方では専門的なものを多く発生せしめた事情があつたのであるまいか。元和三年の調査では羽前・仙台・岩城・岩代等の東北諸国のものも流石に多く、遙かに多数であつたと推測される秋田・仙北出身者はこの調査には洩れている。

山師の下に、金子・大工以下どれ程の数が従属していたかは、普請・切取・運上稼ぎの大小により差あることはいうまでもないが、初期の院内については具体的に述べ難い。大工等は交替制であるから、普請・採掘を急ぐときは交替数を多くする。浸水が大きくなると、樋引その他の労力が殊に増大する。千枚平水抜普請の例に次の如く二六九人を計上している。

大工 一番に付五人

六交替 三〇人

水引樋三四本 一本に付二人 三交替 二〇四人

樋横目 三交替 一五人

樋大工 三交替 六人

手代 四人 飯たき 六人 木切 四人

樋引も水勢が強まると、樋一本につき三、四人から七、八人もつけるという。六、七、それだけ交替の頻度を増すので、当時数十本の樋立は少くないから莫大な人数となる。

至宝要録には、大工・掘子は素普請のときは米一升の扶持と給銀・わらぢ銭を与え、金掘鋪切取及び運上稼ぎのときは給銀なく扶持米であつたという。前述の水抜普請には二六九人に對し、月に米一〇〇石を計上しているから平均一人一日につき一升二合余となる。銀山記によると、切取後に収益に應じて、寸甫・大工以下小者にいたるまで一定の割付がある。^⑥運上稼も十日山なれば一〇日終れば、収益に應じ必ず一定の割付があつたに相違ない。山師と金子・大工以下の従属関係は普代的でない。普代的なものは手代だけである。大坂久左衛門手代大坂茂左衛門、山先正左衛門手代弥次右衛門、備前二右衛門手代善右衛門の如きその例である。手

代はまた代官ともいわれ、ケ一八、三、嶺越中 津兵衛代官三十郎山師の代行者

であり、「ほりこなどハ手代之者に下人同様ニ被遣」と記されている。大工・掘子等は雇傭關係を形としてとるが、

債務（前貸）或は質關係をとること多かつたと想像され、

身分的に拘縛されたであろう。しかしこの關係は、永續性を内容とする隷屬的なものには決してならなかつた。そのことは野田山普請に金子が連合して業主となつたことに已に窺われる。当時の貴金屬生産は全体として著しいものであつたが、鉾山の隆替は甚しく、間歩々々の興廢はめまぐるしい程であつた。高品位の良鉾のみを基準におき、採鉾精錬の技術は低く、稼業に計画性を欠如したことは、自然条件に規制される鉾業生産を更に甚しく不安定偶然的なものとした。政景は「院内銀山盛之時分或へかなこ五百・三百宛為持者も一所ニ居い、其上山師ニ金子ハ奉公人と相違い、今はまで山先所ニ金子ニ居い者も、山先間分あしくいへハよき間分持たる者之所へ付者にてい」といつている。ケ一七、一四千枚平水抜普請に、政景は貸米のことを久保田へ申達するが故に「只今より人を間立、來月より懈怠なく」

普請することを命じ、三〇〇人近い労働者を急速に集めなければならなかつた。かようにして鉾山には各間歩の興廢盛衰に対応して、相当の労働蓄積がある。しかし一山としても盛衰がはげしいから労働力の移動は絶えず繰返される。当時東北では秋田藩・南部藩領をはじめ、全国的に貴金屬山は一時に開發せられ、その興廢に応じて山師以下の去就が見られた。前述の元和三年諸国之者調査より推定される如く、鉾山業者としての山師、金子・大工・掘子等の労働者も、専業の階層が全国的に發生していた。^⑧近世後期の鉾山問書の序に「十国十山を家として」一生を送るといふ鉾山業者鉾夫の初期形態が、而もその口数においては驚くほど大規模に成立しつゝあつたのである。右の調査より知られる通り、鉾山周縁の地域から多数の労働力が供給された。水抜普請の如く急激に巨大な労働力を集積しなければならぬ場合に、蓄積されたものだけでは不足し、附近の農民層から多く集められたであろう。樋引や掘子その他の雑役、或は選鉾工程のあるものは格別熟練を要せぬものであり、容易に農民は吸収されたのである。

慶長元和頃、封建領主は領内農民の他国鉱山稼ぎに出国するのをしばしば禁止している。ヤソ会宣教師の報告によると、元和二年頃蝦夷で豊富の金山が発見され、幾万の坑夫が渡航したことを語っている。專業化した階層が鉱山を追うて流動するとともに、貴金屬山興隆期に当り專業化が進行していったであろう。

① 至宝要録に「百年以前（慶長初年前後となる）は何れの山にても、油火、紙燭等を燈せしなり、○中略近來は控竹を明す云々」とある。

② 至宝要録に、山仕・山手代・大工（師を指し、掘り手、鑿手、鑿師をいう）・掘子（外に運ぶ者）・寸甫（以上の三に各頭あり）・鋪横目・四つ留横目をあげ、続銀山記に、山師・手代・小手代・寸甫・岡廻寸甫（鋪外を同、監督者）・帳付・大工頭・大工・掘子・油通・たがねかよひ（たがねは常に焼直す故に、たがねその他の道具修理に町方に通う者ならん）・番小者の名が見える。

③ 丁は生野等で挺ともかく。鋪内の掘場をいう。

④ 慶長一九年千枚平松右衛門鋪を能登太郎兵衛・伊勢作右衛門が通上山に請け、その内一丁前を越前介左衛門が取り、その関係で五番樋一丁を介左衛門掘子彦二郎に引かせた。彦二郎が樋損じたと称し樋引を怠つたので太郎兵衛の樋大工実檢し偽りと見て毆打したところから、介左衛門の大工・掘工が太

郎兵衛小屋に押かけ亂暴した。

⑤ 銀山記には、山師・金名子・手代と大工・掘子とを別格として記している。

生野銀山では、間歩内の稼場範圍を「坪」という。「坪」は山師が稼ぐのである。更に坪の内が「所」とよぶ掘場に分れ、「坪は惣名」といわれた。「所」を稼ぐを内切といい、これは山師に従属する。少くとも中期以後には、山師と内切の所得は、荷分け半々を通例とすることが知られる。（公納は山師分より行われる）この内切稼ぎが即ち「かなこ」であらう。かなこには小數の大工・掘子等が従属するであらう。近世末期の佐渡の事実であるが、見聞記三四には、かなこは間歩内の前後の字を分け、何敷何丈何尺は誰稼所と定め、これを坪領分といい、一領分は大抵一丈八尺・二丈三尺で、その一敷主であると記す。

⑥ 切取収入六〇貫の場合

(1) 四五、〇〇〇匁 山師取分

内 二〇、〇〇〇 普請入目

五、〇〇〇 山奉行以下への祝儀

二〇、〇〇〇 山師得分

(2) 内 一五、〇〇〇匁

三、七五〇（四分の一）手代・小手代分

三、七五〇（四分の一）寸甫頭（二人前）・岡廻寸甫・

山留・帳付等 三〇人程

六、七五〇（残りの十分の九）大工頭（二人前）大工一

〇〇人程

⑦ 七五〇（残りの十分の一）掘子、油通等一〇〇人程
佐渡の例であるが、山本修之助氏所蔵文書に、元和頃に大山

師味方但馬より御手大工に前貸した証文が数通ある。慶長末年に但馬の大工四〇人が欠落し奉行より何方にあるとも打渡すべきを佐渡中に布達している。瑞仙寺保管
味方重國氏所蔵文書

⑧ 山師の発生地盤については第四章参照

⑨ 吉田小五郎訳 バジエス日本切支丹宗門史 中巻 一四〇頁

備中国新見庄史料

瀬戸内海総合研究会編

新見庄は、東寺領であり、現在の岡山県阿哲郡新見町・上市町と新郷村・神代村の一部にあたる。本書は、東大史料編纂所影写本「東寺百合文書」に収められた関係史料を蒐集し、編年に配列したものである。

内容体裁——新見庄地図一枚、文書五八五通、

A5版 四一一頁、頒価 六〇〇円

申込先——岡山市、岡山大学法文学部、藤井駿氣付、瀬

戸内海総合研究会。

対馬——玄海の絶島対馬の考古学的調査——

（東方考古学叢刊 乙種第六冊）

水野清一・樋口隆康・岡崎 敬

この島の重要さは、その地理的環境を考えただけでも明かであるが、従来全く世の人の眼からとざされていたヴェールを取り除かれた機会を第一にとらえて、東亜考古学会は昭和二十三年八、九月の両月、全島のゼネラル・サーヴェイを行った。本書はその成果報告である。内容は出土品、神社収蔵品のすべてを網羅しこれらの考古学的知見を基として、対馬を中心とする上代大陸交渉史を展開している。

内容体裁——図版コロタイプ七二版 挿図一二八、図表その他一五、B5版、本文・和文・英文三二〇

余頁 定価一八〇〇円

申込先——京都市左京区北白川小倉町五〇、京大人文科

学研究所氣付、東亜考古学会

The Form and System of Production of the Silver Mines in the Tokugawa Era

A. Kobata

This article is devoted to the study of the method of production of the Innai Silver Mines of which the all-encompassing description will later be completed. The Innai was, as is well known, one of the most flourishing silver mines under the Shogunate. Here we can see the method of production already elaborated and specialized to some extent. For instance, the mining operation was divided into three processes... those of digging-up, selecting and refining, while the digging operation consisted of those processes of framing, cutting-down and conveying. These processes of mining were, as a rule, in common with those of other mines of the day.

The processes of selecting and refining the minerals were in part under the control of *yamashi*, or a mine-manager, in the Innai Mines. And there also started a class of merchants who bought minerals and those skillful hand-workers of selecting and refining. But important were the administrative control of *yamashi*, the accumulation of capital and labor forces at work upon them. The aim of this article was to investigate those inner relations and to throw a modest light on the crucial problems of the day. Because, such classes of silver-mongers and hand-workers were making rapid appearance all over the country.

Sato Naokata and his Doctrine of Learning

An aspect of the Japanese Chu-tzu School

S. Miyoshi

Broadly speaking, it is no fault to explain the thought of Chu-tzu which was accepted widely in the intellectual world under the Shogunate from the viewpoint of the teaching of natural law. But some doubts would arise when we consider each cases of the Japanese students of the school from the same viewpoint. For instance, the doctrine of Learning of Sato Naokata was much differentiated from that of the orthodoxy, of which the most eminent apologist was Hayashi Razan, in his insight